

小樽市勤労者共済会

会員本人死亡弔慰金請求の手引き

1. 会員本人死亡が起きたら

会員本人が死亡した場合、会員事業所における担当者は、以下の項目を確認し、速やかに事務局へ御連絡ください。 ☎(0134)32-4111 内線 262

・対象会員の氏名
・死亡年月日
・死亡時の年齢
・死亡原因（疾病、不慮の事故、交通事故）
・疾病の場合、死亡前に14日以上休業していたか（入院治療の有無）
・給付金受取人の氏名及び続柄（配偶者又は子など）

会員本人が交通事故及び不慮の事故、疾病を原因として死亡した場合の給付金は、提携している全労済協会による全額給付となります。

必要書類を用意していただき、事務局から全労済協会へ請求後、約2週間から1か月程度で、受取人口座に入金されます。

① 会員本人死亡弔慰金 金額一覧

給付種目及び死亡時の年齢と照らし合わせ、給付金額としております。

給付種目		給付金額	支払事由
1. 交通事故による死亡	年齢に関係なく	1,050,000 円	会員が交通事故を原因として死亡した場合
2. 不慮の事故による死亡	年齢に関係なく	550,000 円	会員が不慮の事故を原因として死亡した場合
3. 疾病による死亡	71歳未満	300,000 円	会員が疾病により死亡した場合
	71歳以上	150,000 円	

② 給付金をお支払いできない場合について

次に該当する場合は、給付金をお支払いすることができません。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 疾病以外の原因（自殺・老衰・自然死・飢餓など）により、死亡した場合② 本人の故意又は重大な過失により、死亡した場合③ 本人の犯罪行為により、死亡した場合④ 本人が法令に定められた運転資格（※1）を持たない（無免許）で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故により、死亡した場合（交通事故、不慮の事故）⑤ 本人が酒に酔った状態（※2）で自動車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故により、死亡した場合（交通事故、不慮の事故）⑥ 本人が麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で、自転車又は原動機付自転車を運転している間に生じた事故により、死亡した場合（交通事故、不慮の事故）⑦ 本人が疾患、疾病により心神喪失の状態にある間に生じた事故により、死亡した場合（交通事故、不慮の事故） |
|--|

※1 運転する地における法令による運転資格をいいます。

※2 アルコールの影響により、正常な運転ができないおそれがある状態又は身体に道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第44条の3（アルコールの程度）で定める程度以上にアルコールを保有する状態をいいます。

③ 給付金受取人について

会員本人死亡弔慰金の受取人は、原則、次に掲げる者とします。

- | |
|---------------------------|
| (1) 対象会員の配偶者（内縁の配偶者） |
| (2) 対象会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹 |

※受取人が内縁の配偶者の場合、請求時に、内縁の配偶者の戸籍謄本（全部事項証明書）及び住民票（世帯全員、住民票謄本）が必要となります。

※受取人が配偶者でない場合、対象会員の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹となります。この際、同一順位の受取人が2名以上いる場合は、同意書兼委任状（事務局にあります。）や対象会員と受取人の関係を証明できる書類（戸籍謄本、改正原戸籍など）が必要となります。

※受取人を事業所にすることはできません。

2. 請求時に必要な書類

① 交通事故による死亡

かもめ共済在会中に交通事故を直接の原因として死亡した場合に給付されます。
支払事由の確定日は死亡日とします。

給付種目		給付金額
交通事故による死亡	年齢に関係なく	1,050,000 円

《 請求時の必要書類 》

- ①小樽市勤労者共済会 給付金請求書（5号様式）
- ②本人保障・本人財産保障保険金請求書（全労済協会書類）
- ③医師の死亡診断書又は死体検案書 ※写し可
- ④交通事故である証明書 ※写し可
※死亡診断書又は死体検案書の死因に交通事故と記載がある場合は不要です。
- ⑤会員本人の戸籍謄本（全部事項証明書）又は除籍謄本 ※写し可
- ⑥会員異動届
- ⑦小樽市勤労者共済会会員証（紛失の場合、不要）

② 不慮の事故による死亡

かもめ共済在会中に不慮の事故を直接の原因として死亡した場合に給付されます。
支払事由の確定日は死亡日とします。

給付種目		給付金額
不慮の事故による死亡	年齢に関係なく	550,000 円

《 請求時の必要書類 》

- ①小樽市勤労者共済会 給付金請求書（5号様式）
- ②本人保障・本人財産保障保険金請求書（全労済協会書類）
- ③医師の死亡診断書又は死体検案書 ※写し可
- ④不慮の事故である証明書 ※写し可
※死亡診断書又は死体検案書の死因に不慮の外因死であり、その状況等が記載されている場合は不要となります。
- ⑤会員本人の戸籍謄本（全部事項証明書）又は除籍謄本 ※写し可
- ⑥会員異動届
- ⑦小樽市勤労者共済会会員証（紛失の場合、不要）

③ 疾病による死亡

かもめ共済在会中に疾病を原因として死亡した場合に給付されます。
支払事由の確定日は死亡日とし、死亡時の満年齢で給付金額が変わります。

給付種目		給付金額
疾病による死亡	71歳未満	300,000円
	71歳以上	150,000円

≪請求時の必要書類≫

- ①小樽市勤労者共済会 給付金請求書
- ②本人保障・本人財産保障保険金請求書（全労済協会書類）
- ③医師の死亡診断書又は死体検案書 ※写し可
- ④会員本人の戸籍謄本（全部事項証明書）又は除籍謄本 ※写し可
- ⑤会員異動届
- ⑥小樽市勤労者共済会会員証（紛失の場合、不要）

④ 請求時のお願い等

- ・会員本人死亡弔慰金は、郵送で御請求ください。メール請求では受付することができません。御注意ください。
- ・会員本人死亡弔慰金請求時の必要書類に共通する②本人保障・本人財産保障保険金請求書（全労済協会書類）は、事務局に様式がございますので、御連絡ください。

※この手引きは、全労済協会が発行する自治体提携慶弔共済保険『ご契約のしおり』及び『保険金請求の手引き』から一部抜粋し、小樽市勤労者共済会事務局が作成しています。

※御不明な点等ございましたら、事務局まで御連絡ください。

【事務局】 〒047-8660 小樽市花園 2-12-1（小樽市役所商業労政課内）
小樽市勤労者共済会（かもめ共済）
☎（0134）32-4111（内線 262）／ ☎（0134）33-7432
✉ kamome-k@city.otaru.lg.jp